

第 1 7 回総会議事録

(令和 3 年 1 1 月 2 5 日開催)

横浜市南西部農業委員会

横浜市南西部農業委員会 第17回総会議事録

- 1 日時及び場所
令和3年11月25日（木） 午後2時00分開会 午後4時25分閉会
戸塚区役所 8階大会議室A B
- 2 出席及び欠席委員の氏名
委員総数 25名 出席委員 22名
（農業委員11名、農地利用最適化推進委員11名）
別添出欠状況表のとおり
- 3 議案の題目
別添「議決事件及び審議結果」のとおり
- 4 動議及びその提出者の氏名
なし
- 5 議事の要領
開会 午後2時00分

※農業委員会会議規則により北村会長が議長になる。

※事務局より出席委員数報告

- 議長 第17回の総会にお集まりいただきありがとうございます。事務局から報告がありましたとおり、現在出席委員数は22名です。よって総会は成立しておりますので、ただいまより第17回総会を開会いたします。議事録署名人は、福本清委員と奥村玄委員にお願いします。
- 議長 それでは議題に入らせていただきます。第1号議案『農地法第3条の規定に基づく許可申請に対する処分について』を審議します。事務局から説明をお願いします。
- ◆事務局<第1号議案第11号を朗読>
- 福本委員 議案の詳細については間邊推進委員から説明します。
- 間邊推進委員 港南台インターチェンジ入口から南西へ約270mの調整白地1筆です。社会福祉法人が福祉目的の農体験の場として購入するものです。ご審議をお願いします。
- 安西健一委員 対象地の左側に隣接して小さく三角地が残っていますが、現在は青地なのでしょうか。
- 事務局 青地になります。国有地です。
- 議長 他にご質問はありませんか。なければ採決を行います。
第1号議案第11号について、許可とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第1号議案第11号については、許可と決定します。

○議長 次に、第1号議案第12号を審議します。事務局から説明をお願いします。

◆事務局<第1号議案第12号を朗読>

○高橋功委員 議案の詳細については金子推進委員から説明します。

○金子推進委員 県立横浜ひなたやま支援学校から東に約400mの農振白地4筆です。譲受人が経営規模拡大のため購入するものです。譲受人耕作地の肥培管理は良好です。ご審議をお願いします。

○議長 ご質問はありませんか。なければ採決を行います。

第1号議案第12号について、許可とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第1号議案第12号については、許可と決定します。

○議長 次に第2号議案『農地法第4条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について』を審議します事務局から説明をお願いします。

◆事務局<第2号議案第9号を朗読>立地基準については、第2種農地に該当します。申請者の資力信用については、農地法の違反はなく、預金通帳の写しにより資力があることを確認しています。調整が必要な他法令はありません。

○青木委員 議案の詳細については相澤推進委員から説明します。

○相澤推進委員 原小学校から北西に約560mの調整白地1筆です。自動車の展示場及び作業場として申請者が整備し、自動車販売事業者に賃貸するものです。申請地の東側及び北側は道路、西側は山林、南側は公園です。周囲は、出入口のある東側を除き既存ブロック及びフェンスで囲います。場内は碎石敷きとし、雨水は自然浸透にて処理します。周囲の農地に支障はありません。ご審議をお願いします。

○議長 取付道路が狭いように感じられますが、いかがですか。

○相澤推進委員 2.7m程あるので大丈夫です。

○議長 他にご質問はありませんか。なければ採決を行います。

第2号議案第9号について、許可相当とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第2号議案第9号については、許可相当と決定します。

○議長 次に第3号議案『農地法第5条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について』を審議します事務局から説明をお願いします。

◆事務局<第3号議案第11号を朗読>立地基準については、第3種農地に該当します。申請者の資力信用については、農地法の違反はなく、残高証明にて資力があることを確認しています。調整が必要な他法令はありません。

○青木委員 議案の詳細については相澤推進委員から説明します。

○相澤推進委員 阿久和小学校から南東に約700mの調整白地1筆です。譲受人が購入し資材置場に整備するものです。申請地の東側は雑種地、西側は畑、南側は山林、北側は水路です。周囲は出入口を除きコンクリートブロック2段で囲います。場内は

砂利敷きとし、雨水は自然浸透で処理します。周囲の農地に支障はありません。ご審議をお願いします。

○議長 ご質問はありませんか。なければ採決を行います。

第3号議案第11号について、許可相当とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第3号議案第11号については、許可相当と決定します。

○議長 次に第3号議案第12号を審議します。事務局から説明をお願いします。

◆事務局<第3号議案第12号を朗読>立地基準については、第3種農地に該当します。申請者の資力信用については、農地法の違反はなく、融資証明にて資力があることを確認しています。調整が必要な他法令はありません。

○横山委員 相鉄線いずみ野駅から北東に約650mの農振白地1筆の一部です。譲受人が使用貸借し自己住宅に転用するものです。申請地の東側及び北側は畑、西側及び南側は道路です。周囲はCBとフェンスを設置します。場内は建物部分以外はジャリとし、雨水は公道U字溝に接続します。周囲の農地に支障はありません。ご審議をお願いします。

○青木委員 植木が荒れた状態になっていたのですが、現状などはどうなっているのでしょうか。

○横山委員 造園用の植木を栽培していて、管理に手が回っていない一部の植木が多少荒れてしまっていますが、大きな問題はないと思われま。

○議長 ご質問はありませんか。なければ採決を行います。

第3号議案第12号について、許可相当とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第3号議案第12号については、許可相当と決定します。

○議長 次に第4号議案『農地法の適用を受けない土地に係る運用指針に基づく非農地証明について』を審議します。事務局から説明をお願いします。

◆事務局<第4号議案第31号を朗読>

○北村委員 明治学院戸塚グラウンドから北西に約500mの農振白地1筆です。平成30年に狭あい道路拡幅工事により道路に整備され現在に至ります。農地性はありません。ご審議をお願いします。

○議長 ご質問はありませんか。なければ採決を行います。

第4号議案第31号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第4号議案第31号については、承認と決定します。

○議長 次に第4号議案第32号を審議します。事務局から説明をお願いします。

◆事務局<第4号議案第32号を朗読>

○鈴木委員 舞岡中学校から南に約50mの調整白地3筆です。少なくとも平成3年ご

ろから駐車場及び資材置場として利用されており現在に至ります。農地性はありません。ご審議をお願いします。

○議長 ご質問はありませんか。なければ採決を行います。

第4号議案第32号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第4号議案第32号については、承認と決定します。

○議長 次に第4号議案第33号を審議します。事務局から説明をお願いします。

◆事務局<第4号議案第33号を朗読>

○横山委員 県立松陽高校から北に約200mの調整白地1筆です。昭和41年から住宅敷地として利用されており現在に至ります。農地性はありません。ご審議をお願いします。

○議長 ご質問はありませんか。なければ採決を行います。

第4号議案第32号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第4号議案第32号については、承認と決定します。

○議長 次に第5号議案『相続税の納税猶予に関する適格者証明について』を審議します。事務局から説明をお願いします。

◆事務局<第5号議案第8号を朗読>

○横山委員 相鉄線いずみ野駅から南西へ約500mの農用地ほか合計7筆5団地です。露地野菜及び果樹を栽培しており、肥培管理良好です。ご審議をお願いします。

○議長 ご意見はありませんか。なければ採決を行います。

第5号議案第8号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第5号議案第8号については、承認と決定します。

○議長 次に第6号議案『相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明について』を審議します。事務局から説明をお願いします。

◆事務局<第6号議案第62号を朗読>

○高橋功委員 県立瀬谷養護学校から東に約150mの生産緑地4筆1団地です。梅などの果樹を栽培しており、肥培管理良好です。ご審議をお願いします。

○議長 ご意見はありませんか。なければ採決を行います。

第6号議案第62号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第6号議案第62号については、承認と決定します。

◆事務局<第6号議案第63号を朗読>

○臼居委員 小山台中学校から北に約370mの農用地1筆、北に約400mの農用地6筆

及び日限山中学校から東に約 200mの調整白地 4 筆です。里イモ、ブロッコリー、白菜等の露地野菜及び柿を栽培しており、肥培管理良好です。ご審議をお願いします。

○議長 ご意見はありませんか。なければ採決を行います。

第 6 号議案第 6 3 号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第 6 号議案第 6 3 号については、承認と決定します。

◆事務局<第 6 号議案第 6 4 号を朗読>

○横山委員 議案の詳細については安西勤推進委員から説明します。

○安西勤推進委員 相鉄線いずみ野駅から南東に約 5 0 0 mの農用地ほか合計 5 筆 5 団地です。露地野菜を栽培しており、肥培管理良好です。ご審議をお願いします。

○議長 ご意見はありませんか。なければ採決を行います。

第 6 号議案第 6 4 号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第 6 号議案第 6 4 号については、承認と決定します。

◆事務局<第 6 号議案第 6 5 号を朗読>

○青木委員 大門小学校から北に約 6 5 0 mの生産緑地 2 筆 1 団地です。ブロッコリーやキャベツなどの露地野菜を栽培しており、肥培管理良好です。ご審議をお願いします。

○議長 ご意見はありませんか。なければ採決を行います。

第 6 号議案第 6 5 号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第 6 号議案第 6 5 号については、承認と決定します。

◆事務局<第 6 号議案第 6 6 号を朗読>

○青木委員 大門小学校から北に約 5 0 0 mの生産緑地 2 筆 1 団地です。ネギやハクサイなどの露地野菜を栽培しており、肥培管理良好です。ご審議をお願いします。

○議長 ご意見はありませんか。なければ採決を行います。

第 6 号議案第 6 6 号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第 6 号議案第 6 6 号については、承認と決定します。

◆事務局<第 6 号議案第 6 7 号を朗読>

○青木委員 議案の詳細については金子推進委員から説明します。

○金子推進委員 県立横浜ひなたやま支援学校から北東に約 5 5 0 mの調整白地 9 筆 4 団地です。ブドウや梨などの果樹及び露地野菜を栽培しており、肥培管理良好です。ご審議をお願いします。

○議長 ご意見はありませんか。なければ採決を行います。

第6号議案第67号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第6号議案第67号については、承認と決定します。

◆事務局<第6号議案第68号を朗読>

○高橋功委員 県立瀬谷西高等学校から西に約320mの生産緑地1筆です。サトイモやニンジンなどの露地野菜を栽培しており、肥培管理良好です。ご審議をお願いします。

○議長 ご意見はありませんか。なければ採決を行います。

第6号議案第68号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第6号議案第68号については、承認と決定します。

◆事務局<第6号議案第69号を朗読>

○高橋功委員 議案の詳細については金子推進委員から説明します。

○金子推進委員 南瀬谷小学校から南に約150mの生産緑地1筆です。トマトなどの施設野菜を栽培しており、肥培管理良好です。ご審議をお願いします。

○議長 ご意見はありませんか。なければ採決を行います。

第6号議案第69号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第6号議案第69号については、承認と決定します。

◆事務局<第6号議案第70号を朗読>

○北村委員 東俣野中央公園から西に約200mの農用地1筆です。ダイコンやキャベツなどの露地野菜を栽培しており、肥培管理良好です。ご審議をお願いします。

○議長 ご意見はありませんか。なければ採決を行います。

第6号議案第70号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第6号議案第70号については、承認と決定します。

○議長 次に第7号議案『農地造成工事の承認について』を審議します。本件につきましては、10号、11号を一括して審議いたします。事務局から説明をお願いします。

◆事務局<第7号議案第10号、11号を朗読>

○高橋功委員 10号につきましては、上瀬谷小学校から南に約150mの農用地2筆です。排水改善のため最大2.0mの土の入換えです。工期は令和3年11月26日から令和4年4月15日の予定です。ご審議をお願いします。

○高橋功委員 11号につきましては、上瀬谷小学校東側交差点から北東に約650mの農用地3筆です。田畑転換のため最大1.8mの盛土をします。工期は令和3年11月26日から令和4年3月31日の予定です。ご審議をお願いします。

- 議長 ご意見はありませんか。なければ採決を行います。
第7号議案第10号、11号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
(総員挙手)
- 議長 総員挙手と認め、第7号議案第10号、11号については、承認と決定します。
- 議長 次に第8号議案『特例農地の貸付の承認について』を審議します。事務局から説明をお願いします。
- ◆事務局<第8号議案第7号を朗読>
- 白居委員 小山台中学校から北に約220mの農用地1筆です。1区画44㎡から52㎡を合計13区画作るもので、管理は開設者本人が行います。なお、北川道路は通行量が多く来園者には車を使わないよう伝えるとのこと。ご審議をお願いします。
- 議長 指導については、私や事務局で対応していきたいと思っています。
- 議長 ご質問はありませんか。なければ採決を行います。
第8号議案第7号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
(総員挙手)
- 議長 総員挙手と認め、第8号議案第7号については、承認と決定します。
- 議長 次に第9号議案『農地法第32条の規定に基づく農地利用意向調査について』を審議します。事務局の説明をお願いします。
- ◆事務局 令和3年度の農地法第32条第1項第1号および第2号に該当する農地について、令和3年12月14日を締め切りとして利用意向調査を行います。
- 議長 ご意見はありませんか。なければ採決を行います。
第9号議案について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
(総員挙手)
- 議長 総員挙手と認め、第9号議案については、承認と決定します。
- 議長 次に第10号議案『横浜市南西部農業委員会農業経営主証明発行要綱及び同事務処理要領の改正について』を審議します。事務局から説明をお願いします。
- ◆事務局 農家、農地所有適格法人に加えて、社会福祉法人等で農地を所有する法人及び畜産農家も発行対象とします。また確認する経営地に、養畜のための農業用施設を加えます。
- 議長 ご意見はありませんか。なければ採決を行います。
第10号議案について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
(総員挙手)
- 議長 総員挙手と認め、第10号議案については、承認と決定します。
- 議長 次に議案書の報告事項について事務局から説明をお願いします。
- ◆事務局 報告事項第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
- ◆事務局 報告事項第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出受理について

- ◆事務局 報告事項第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出受理について
- ◆事務局 報告事項第4号 農業経営改善計画の認定について
- 議長 報告事項について、ご意見等がありましたらお願いします。
- 議長 ご意見等がないようでしたら、その他情報提供・事務連絡を事務局からお願いします。
- ◆事務局 『「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の見直しについて』
- ◆事務局 『令和3年度農地利用状況調査の結果に基づく通知について』
- ◆事務局 『令和4年度生産緑地地区追加指定仮申請のお知らせについて』

その他情報提供・事務連絡を行う。

- 議長 以上で、すべての事項を確認しました。全体をとおして、ご意見・ご質問はありますか。
- 議長 ご意見がないようでしたら、これをもちまして第17回総会を閉会といたします。

閉会 午後4時25分

- 6 会議に出席した関係者の氏名
別添出欠状況表のとおり
- 7 その他議長において必要と認める事項
なし

議決事件及び審議結果

議案事件			審議結果	摘要
第1号議案	農地法第3条の規定に基づく許可申請 に対する処分について	11号	許可	
		12号	許可	
第2号議案	農地法第4条の規定に基づく許可申請 に対する意見決定について	9号	承認	
第3号議案	農地法第5条の規定に基づく許可申請 に対する意見決定について	11号	許可相当	
		12号	許可相当	
第4号議案	農地法の適用を受けない土地に係る運用 指針に基づく非農地証明について	31号	承認	
		32号	承認	
		33号	承認	
第5号議案	相続税の納税猶予に関する適格者証明 について	8号	承認	
第6号議案	相続税の納税猶予に関する引き続き農業 経営を行っている旨の証明について	62号	承認	
		63号	承認	
		64号	承認	
		65号	承認	
		66号	承認	
		67号	承認	
		68号	承認	
		69号	承認	
		70号	承認	
第7号議案	農地造成工事の承認について	10号	承認	
		11号	承認	
第8号議案	特定農地貸付けの承認について	7号	承認	
第9号議案	農地法第32条の規定に基づく農地利用 意向調査について		承認	
第10号議案	横浜市南西部農業委員会農業経営主証明 発行要綱及び同事務処理要領の改正につ いて		承認	

令和3年11月25日開催 第17回総会出欠状況

【農業委員】

番号	氏名	役職名	出欠状況	備考
1	北村 裕	会長	出席	議長
2	高橋 功	会長職務代理者	出席	
3	矢島 寛	連合会理事	欠席	
4	鈴木 宏		出席	
5	臼井 喜代志		出席	
6	森 雅 則		出席	
7	安西 八 幸		出席	
8	高橋 孝 至		欠席	
9	横山 重 雄		出席	
10	福本 清		出席	議事録署名人
11	野渡 リツ子	連合会理事	欠席	
12	奥村 玄		出席	議事録署名人
13	青木 司 光	連合会理事	出席	
14	安西 健 一	連合会理事	出席	

【農地利用最適化推進委員】

番号	氏名	役職名	出欠状況	備考
1	内田 克 己		出席	
2	金子 秀 喜		出席	
3	小宮 藤 正		出席	
4	安西 勤		出席	
5	相澤 藤 雄		出席	
6	田中 豊		出席	
7	間邊 巖	連合会理事	出席	
8	根本 和 正		出席	
9	門倉 和 美	連合会理事	出席	
10	遠藤 誠 次		出席	
11	高田 芳 明		出席	

会議に出席した関係者の氏名

南西部農業委員会事務局 綿貫所長、本橋係長、小林事務職員、福士技術職員、栗林事務職員、
山本（玲）事務職員、山本（優）事務職員
南部農政事務所 畠山技術職員、佐藤技術職員、澤事務職員